

経済産業関係 平成29年度税制改正のポイント

I. 第4次産業革命に対応した研究開発税制

- 従来の「モノ」「技術」に加え、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加（例：センサー等により情報を収集・分析し、新たなヘルスケアや農業支援サービス等を提供）
- 投資の増減に応じて税額控除率を最低6%～最大14%とすることで**支援にメリハリ**を効かせる（現行制度では、投資の増減にかかわらず8～10%の税額控除）
- 中小企業支援の強化のため、現行制度を維持しつつ、5%超投資が増加した場合に**控除率(最大17%)と控除上限(10%)を上乗せ**（現行制度は控除率12%・控除上限25%）
- オープンイノベーション支援(税額控除率20～30%)の手続要件を**企業実務に合わせて緩和**（例：共同研究の開始後に契約変更があった場合、変更前の費用も支援対象とする等）

II. 地域・中小企業向け「負担軽減パッケージ」

◆ 中小・小規模事業者の「攻めの投資」の抜本強化

- 固定資産税の軽減措置**（中小企業の新規投資は3年間半額）の対象に、サービス業が多く活用する**器具備品**（例：高効率冷凍陳列棚）や**建物附属設備**（例：省エネ空調）を対象地域・業種を限定した上で追加する。
- 中小企業経営強化税制**を創設し、サービス業等の生産性向上に向けた設備投資を即時償却によって強力に支援する。中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制を延長する。

◆ 中小企業の賃上げ促進(所得拡大促進税制の見直し)

- 現行の支援措置(24年度からの給与増加額に10%税額控除)に加え、**2%以上賃上げした中小企業**は、前年度からの給与増加額に**22%税額控除**を適用する(賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率)。

◆ 事業承継促進のための税制措置の強化等

- 取引相場のない株式の評価**について、中小企業等の実力が適切に反映されるよう見直す(平均で1割程度の評価減)。**事業承継税制**について、人手不足を踏まえた小規模企業の**雇用要件の緩和**(従業員5名未満は1名減少可：従業員4名→3名などを認める)や、**生前贈与のリスク軽減**(認定取消時の納税額の軽減)を行う。

◆ 中小企業に対する法人税の軽減税率の延長

- 中小企業軽減税率を延長する(現行制度：所得800万円まで法人税率の本則19%を15%に軽減)。

◆ 地域未来投資促進税制の創設

- 地域未来投資促進法案(仮称)に基づき、**地域経済を牽引する中堅企業等の設備投資を支援**する(機械装置等は特別償却40%・税額控除4%)。

◆ 企業ベンチャー投資促進税制の延長・強化

- 地方のベンチャー投資を拡大するため、ベンチャーファンドの認定要件を20億円から**10億円**に引き下げる。

◆ 熊本地震対応・災害に関する税制上の措置

- 熊本地震の復旧や今後の災害対応の観点から、**被災代替資産等の特別償却**等の措置を講じる。

III. 「攻めの経営」の推進等の事業環境整備

◆ 「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制

- 株主総会期日を分散化するため、例えば3月期決算企業が株主総会を7月以降に開催する場合、**株主総会後に法人税の申告**を行うことを可能とする。
- 中長期的な企業経営を促進するため、現行の単年度の利益に連動する報酬に加え、**複数年度の業績や株価に連動する報酬**等を損金算入の対象とする。
- 機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とする**スピンオフ**について、法人や株主の譲渡損益や配当に対する課税を繰り延べる。

◆ 高度外国人材等の獲得強化

- 高度外国人材等の呼び込みを図るため、在留資格を有する者等、一定の条件を満たす外国人の相続税等について、**課税対象を日本国内の財産に限定**する。

◆ 国際課税の見直し

- 外国子会社合算税制の見直しにおいて、海外展開を行う日本企業への過度な負担を回避するため、**現行のトリガー税率と同水準(20%)以上の外国子会社は適用免除とする税率基準**を導入する等、合理的で簡素な制度とする。

◆ 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長

- 海外との事業環境のイコールフットイングを図るため、精製時に不可避免的に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置を延長する。

IV. 車体課税の抜本見直し

- エコカー減税制度(自動車取得税・自動車重量税)、グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)について、燃費の向上に応じた対象の重点化を図り、2年間延長する。
- エコカー減税制度については、自動車の需要を喚起する観点から、減税対象や非課税/免税対象について、**1年間は平成27年度燃費基準+10%達成車を減税対象の下限**とする等の措置を講ずる。